

事務連絡  
令和7年4月15日

都道府県  
各 高齢者保健福祉主管部（局）御中  
市区町村

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
(公印省略)

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業及び介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業）の国庫補助の追加協議について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業については、これまでに国庫補助協議を行い、多くの自治体から事業実施の意向をお示しいただいたところですが、より多くの訪問介護事業所に対して支援を行う観点等から、今般、追加協議を行うこととします。

追加協議の希望がある都道府県・市区町村におかれましては、令和7年5月16日（金）17時までに提出先アドレスへ別紙「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業及び介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業国庫補助協議書」の提出をお願いいたします。

また、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の補助対象要件等について、特に厳しい経営環境に置かれている中山間等地域の小規模事業所の経営の安定化を早期に図る観点から、今回の追加協議分より、具体的な取扱いを一部変更いたしますので、各都道府県におかれましては、下記に示す留意事項の（2）から（5）にかけて御了知いただくとともに、管内市町村に周知いただくよう、よろしくお願ひします。

なお、今回の変更内容については、令和7年4月14日の第246回社会保障審議会介護給付費分科会（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_56824.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56824.html)）の参考資料3においてご報告しておりますので、併せてご確認いただきますよう、よろしくお願ひします。

【提出先・照会先】  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
(担当：舛井、松井)  
E-mail [shinkou-ki\\_jun1@mhlw.go.jp](mailto:shinkou-ki_jun1@mhlw.go.jp)  
TEL 03-5253-1111 (内線 3983)

## 記

### 1. 提出資料

別紙「令和7年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業及び介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業国庫補助協議書」

### 2. 留意事項

(1) 提出資料の作成にあたっては、次に示す交付要綱及び実施要綱を参考にしてください。

- ・ 「令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業及び介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業）の国庫補助について」
- ・ 「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の実施について」
- ・ 「介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化の実施について」

(2) 研修体制の構築の支援について

訪問介護サービスの従事に必要な介護職員初任者研修や生活援助従事者研修はもとより、補助の対象とする研修の種類や対象経費については可能な限り広く解釈するとともに、申請時点において、研修計画の作成や具体的な研修の受講計画等がない場合であっても、令和7年度内に職員の資質向上に必要な取組を行うという誓約があれば、速やかに概算払いで交付決定を行っていただくよう、よろしくお願ひします。

(3) 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援について

補助対象となる法人の要件のひとつとして、「運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均200回以下である法人」と実施要綱に定めていますが、今回の追加協議においては、中山間等地域の小規模事業所の経営の安定化を早期に図る観点から、これにかかわらず、前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね200回以下である場合であっても当該要件を満たすものとします。なお、「概ね200回」は400回程度を想定しており、例えば、前年度の平均訪問回数600回以下の事業所も対象となり得ます。

(4) 経営改善の支援について

訪問介護は経営改善のノウハウや生産性向上に取り組むために十分な体制を有していない小規模な事業所が多く、また、自ら積極的に支援を求めることが難しいケースも少なくないことから、各都道府県及び各市区町村においては、こうした事業所を的確に把握した上で、コンサルタント事業者や社会保険労務士等の専門家と自ら契約し、巡回派遣等による伴走支援を行うなど、本事業の趣旨をご理解いただいた上、積極的な取組をいただくよう、よろしくお願ひします。

(5) 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業について

訪問介護事業者への就労希望が少ない理由として、サービス内容ややりがいを伝える機会が少ないことが挙げられることから、都道府県が主体となって介護人材確保のための協議会を設置し、訪問介護等をはじめとする介護の仕事の魅力を発信する求職者向けのイベントを開催する際の経費を支援する事業です。

地域の多様な主体により構成される協議会の設置や、若年層をはじめ幅広い層の求職者の参加が得られ、小規模な事業所も参加しやすい求職イベントの企画・立案に当たっては、実施主体の役割が非常に重要なものとなりますので、各都道府県におかれましては、本事業の趣旨をご理解いただいた上、積極的な取組をいただくよう、よろしくお願いします。

なお、一部の都道府県から具体的な連携のイメージが持てず、手を上げづらいとの声があったことから、今回、山形労働局の取組の具体的なイメージを添付したので、今後の検討にあたっての参考としていただければ幸いです。

(6) 必要に応じて、追加の資料提出を求めることがありますので、ご留意ください。

4. 提出期限

令和7年5月16日（金）17時まで

※期限での提出が厳しい場合はご一報ください。

5. 提出方法

各様式について、提出先の担当に電子メールにて提出してください（郵送不要）。

なお、電子メールでのご提出の際は、様式の「【番号\_都道府県・指定都市】」を各自変更いただきますようお願いいたします。

例) 【01\_北海道】R7追加協議用様式